

小値賀町議会第三回定例会は、平成十九年九月十八日午前十時、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員 十名

十九 八 七 六 五 四 三 二 一
番 番 番 番 番 番 番 番 番
横 松 立 伊 岩 浦 小 土 加 宮
山 永 石 藤 坪 辻 川 山 崎
弘 勇 隆 忠 義 英 隆 重 雅 良
藏 治 教 之 光 明 郎 佳 徳 保

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

| | | | | | | | | | | | | |
|----|-----|-----|-------|------|------|------|--------|----------|------|--------|------|---------|
| 町長 | 副町長 | 教育長 | 会計管理者 | 総務課長 | 財政課長 | 住民課長 | 産業振興課長 | 産業振興課専門幹 | 建設課長 | 診療所事務長 | 教育次長 | 農業委員会参事 |
| 山田 | 三浦 | 巖充 | 筒井 | 谷良 | 西久 | 中川 | 吉元 | 尾崎 | 中村 | 升水 | 大黒 | 大田 |
| 憲道 | 清敏 | 也 | 英敏 | 一之 | 久也 | 勝信 | 孝三 | 敏章 | 裕司 | 泰三 | 夫 | |

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

松 熊

永 脇

清 一

美 也

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第三回定例会

平成十九年九月十八日（火曜日）

午前十時零分

開 会

- 第一 会議録署名議員指名（松永勇治議員・宮崎良保護議員）
- 第二 会 期 決 定
- 第三 行 政 報 告
- 第四 一 般 質 問
- 第五 報 告 第 四 号 平成十八事業年度長崎県市町村土地開発公社の決算報告について
- 第六 報 告 第 五 号 財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件
- 第七 報 告 第 六 号 小値賀交通株式会社の経営状況の報告に関する件
- 第八 議 案 第 四 一 号 小値賀町安心出産支援補助金支給条例の一部を改正する条例案
- 第九 議 案 第 四 二 号 小値賀町営住宅管理条例の一部を改正する条例案
- 第十 議 案 第 四 三 号 小値賀町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例案
- 第十一 議 案 第 四 四 号 小値賀町町有住宅管理条例の一部を改正する条例案
- 第十二 議 案 第 四 五 号 小値賀町教育委員会委員任命の同意について
- 第十三 議 案 第 五 五 号 小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について

午前十時零分開会

議長（横山弘藏） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成十九年小値賀町議会第三回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

諸般の報告及び監査委員からの例月現金出納検査結果の報告は、印刷してお手元にお配りしておきましたので、ご了承を願います。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、九番・松永勇治議員、一番・宮崎良保議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。

本定例会の会期は、本日から九月二十六日までの九日間に行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から九月二十六日までの九日間に決定しました。

日程第三、行政報告を行います。

町長より行政報告の申し出がありましたので、町長の発言を許します。

町長（山田憲道） 皆さん、おはようございます。

町 長

全国各地で観測史上最高気温を記録するなど、異常な暑さも峠を越し、このところやっと秋らしい日々になり、ほっといたしているところでございます。

本日ここに、平成十九年小値賀町議会第三回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

開会に当たり、前定例会以降、今日までの町政の重要事項について所信を申し述べたいと存じます。
総務課関係について申し上げます。

八月九日から九月十二日まで、大学生が八名来町し、地域づくりインターン事業を実施いたしました。一カ月にわたり小値賀町に滞在し、地域住民との交流や産業体験等を行うことで、小島嶼における住民の地域資源への認識・活用能力の向上につながると期待いたしております。

住民課関係について申し上げます。

福祉班では、九月十六日と十七日に町内で敬老のお祝いが各公民館等で開催されました。小値賀町の高齢者は、九月一日現在で、六十五歳以上が町民の四一・二%の千三百十二名、七十五歳以上の後期高齢者がほぼ四人に一人の、七百六十八名となっております。

高齢者福祉施策がますます重要になる中で、介護保険法改正を受けて、小値賀町においても十月から予防給付事業がスタートいたします。これは介護度の一番軽い要支援の方々に対するサービスで、従来と大きく異なる点は、介護度が進まないように積極的に働きかけるところであります。予防サービスの結果について効果の評価を行い、次のケアプランに反映するということになりましたが、予防給付につきましては、地域包括支援センターと社会福祉協議会が中心になって行います。

民生児童委員の任期が、平成十九年十一月三十日で切れるため、十二月からの三年間の新たな民生児童委員の選任を行っております。要援護者対策など、これからますます民生委員の重要性が高まっております。

保健班では、小値賀町の健康増進計画『健康おぢか21』を実践していくため、健康管理センタースタッフによる地区巡回事業を始めました。高齢化率が高い本町におきましては、出向いていく事業も効果があるのではないかと考えています。

医療制度改革により、平成二十年度から保険者による基本健診が義務化されます。国保保険者である自治体の場合、特定健診として義務づけられ、十九年度中に健診受診率、特定保健指導率などを盛り込んだ実施計画を策定する必要があります。

平成二十四年度と二十七年度には、国の求める目標値があり、達成度により七十五歳以上の高齢者医療への拠出額に、最大一〇%の増減をつけるという賞罰制度となっております。また、後期高齢者医療制度につきましては、十一月に被保険者が納付する保険料が決定します。今後、小値賀新聞等で住民の皆様へ逐次、情報を提供してまいります。

産業振興課関係について申し上げます。

空港関係では、昨年の長崎県空港利活用検討委員会の提言により、二年間の検討期間が設けられたところであり、空港の利活用案について、各種の検討を進めているところです。チャーター便による「ニューツーリズム事業」は、国の補助事業として、おぢかアイランドツーリズム協会が事業申請を行っていますが、補助金が大幅減額となったため、当初計画の抜本的な修正が必要となり、再検討を行っている状況です。何とか富裕層を捕らえて、事業展開に結び付けないか協議を引き続き行っているところです。また、パイロット養成校の誘致活動につきましては、事業者がメインバンクを地元銀行とする予定でありましたが、ご承知のような報道等による状況のため、事業計画見直しが必要となり、具体的な検討に入るまでには至っておりません。引き続き、誘致に向けての継続的な協議を重ねていきたいと考えております。

農林班では、今年の上半期は、比較的に気象条件に恵まれ農作物も順調に生育し、水稲については、七月の出穂期に台風四号の襲来により潮風害の被害を受けたものの、ライスセンターへの集荷数量は、五千四百二十八袋と昨年と比べ、三百二十四袋の増となり、また品質についても、一等米は二千五百三十袋で出荷数量全体の四七%でした。

次に、九月四日に開設された子牛せり市につきましては、百十一頭の取り引きが行われ、総平均で四十七万六千三百七十八円、前回六月子牛せり市より一万六百五円の高値となりました。子牛価格の高値は平成十五年度から続いており、今後とも肉用牛経営安定のための支援に努めていきたいと思っております。

また、恒例の牛の塔祭及び共進会が九月十三日に行われ、上位入賞牛が十一月二日、田平町で開催される県北地域和牛共進会に代表牛として出品されます。

本年度から開始しました農地・水・環境保全向上対策につきましては、町内の全十一集落が七月十三日付で、県北地域協議会の活動計画の採択を受け、八月末日には交付金総額の約四五%が交付されております。

担い手公社におきましては、育苗ハウスにおいて、農家支援の一環としてブロッコリー六・七ヘクタール、メロン〇・二ヘクタール、トマト〇・六ヘクタールの育苗が行なわれており、八月二十日から随時供給を行っております。また、研修事

業として研修ハウスでトマト、メロンが、圃場においてプロッコリーの栽培が始められております。

水産班では、六月二十七日の、第一回宇久小値賀漁協通常総会において、経営基盤強化のための施設整備三事業計画が採択され、いずれも県の計画認定がなされ、事業の補助申請、或いは実施段階に入っております。また、二十年度に計画されている事業のうち、国庫補助事業分については、先日、計画ヒアリングが行われました。今後も県及び佐世保市と連絡調整を図りながら、事業実施のために支援を行なってまいります。

商工観光班では、本年四月から本格稼働したNPO法人おぢかアイランドツーリズム協会と連携して、自然体験・島暮らし体験を中心とした観光に取り組んでおりますが、ご承知のとおり、六月から七月にかけて、アメリカ高校生の国際親善大使百七十九名が来島し、親善大使として小・中学生や高校生との学校交流、島内観光や島暮らし体験などの活動が行われ、小値賀の魅力が十分に肌で感じ、まさにここ小値賀で国際交流の輪が広がったところです。県内外からも注目が集まり、小値賀につながることはもちろん、地元学生の国際的意識の高揚にも効果があったところであり、全世界四十八コースで行われた、この国際親善大使プログラムのアンケート調査結果において、当町におけるプログラムが高い評価を受け、来年度以降、更に受入人数の増加と交流促進に期待が持たれるところです。また、野崎島自然学塾村でのキャンプ利用や、民泊事業も誘客活動の展開により、今年も多くの方々に利用、体験していただいております。町といたしましては、引き続き交流人口の増加による町活性化に向け、実績と成果を積み重ねて行きたいと思っております。

じげもん推進班では、じげもん販路拡大事業としまして、七月一日行われました関西小値賀会総会と、七月二十二日の県北小値賀会総会に参加し、今年度取り組んでいる事業のPR説明及び協力依頼を実施いたしました。また、イサキ等の食材を持ち込んで、出郷者の方々等に故郷の味を堪能してもらい、改めて食材の良さを実感していただき、小値賀産品に対する理解を促し、事業の推進を図りました。

次に、じげもん振興協議会の事業として、今年十二月の御歳暮シーズンを目途に、各小値賀会会員の方々を中心に、小値賀の特産品をセット物にした、通販によるテスト販売等を行う特産品「全国展開支援事業」に取り組んでおり、定期的なワーキング委員による検討会を実施して、商品構成等の検討を行い、十二日に、じげもん協議会に事業中間報告会を実施し、今月末に、発注用のチラシ等を郵送する運びとなっております。

また、関連した事業として、「むらおこし総合活性化事業」により、ホームページの開設及び次年度以降の事業を運営す

る上での組織構成の検討を行っております。

教育委員会関係について申し上げます。

小中高一貫教育につきましては、八月二十七日に推進委員会及び地域の皆さんへの説明会を開催し、校舎の耐力度調査の結果を受け、校舎建設検討委員会の立上げ等について説明いたしました。また、本年四月から始まった試行に伴う一学期の取り組みについての中間発表を行っております。

八月九日、佐世保市で開催された「長崎県少年少女合唱団合同演奏会」に小値賀町少年少女合唱団も出場し、日頃の練習の成果を余すことなく発揮してくれました。

次に、昨年度より四町での開催となりました「第四十二回北松浦郡民体育大会」が、九月九日に鹿町町を主会場に開催され、小値賀町も六競技に七十九名の選手が出場し、活躍されました。

平成十六年度から十八年度まで行ってきました前方湾海底遺跡調査は、本年度更に沈没船体の詳細な情報を把握するため、八月十八日から八月二十七日まで、現地前方湾で水中考古学調査を行いました。

本年一月に旧野首教会を含む「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」が世界文化遺産暫定リストに登録されております。世界遺産への登録に向けて、さらなる基礎的な資料を策定する調査が必要のため、県は十九年度・二十年度に「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」構成資産等基礎調査事業を計画しており、関係市町にも費用の負担を求めてきております。

放課後等の子どもたちの安全・安心な活動場所の確保を図るため、国は平成十九年度から総合的な放課後対策として「放課後子どもプラン」を創設し、市町村に対し事業の実施を推進してきました。本町におきましても、小学生を対象として地域の方々と協力し、様々な体験活動や交流活動等への取り組みを進めるため、「放課後子どもプラン事業」を実施することにいたしました。九月に入り、運営委員会を立ち上げましたので、今後、計画内容を検討し、事業実施に入りたいと考えております。

来る九月二十三日には中高合同の体育大会が、二十九日には幼稚園・保育所の運動会が、更に三十日には町民総参加の「第四十一回町民レクリエーション大会」が開催されますので、皆様のご参加をお願いいたします。

診療所について申し上げます。

医師二人体制につきましましては、六月定例会でお知らせいたしておりましたが、四月末のスタート以来四カ月が経ち、小値

賀の環境にも慣れ、順調な医療業務ができております。また、胃カメラなどの内視鏡検査等も精力的に実施しております。この夏の猛暑で、新聞・テレビ等は熱中症で倒れたとか、亡くなったとか毎日のようににぎわっておりますが、幸いにして小値賀ではそういうことも無く、患者数は昨年同期を若干下回る状況で推移している状況です。

看護師不足についても毎回のように述べて参りましたが、今回、熊本の方から応募があり、九月一日付で採用いたしております。しかしながら、なお看護師・補助看は不足しておりますので、引き続き補充に努めてまいりたいと思っております。

議案関係について申し上げます。

まず、一般会計補正予算であります。今回の補正は普通交付税の額の決定、各事業補助金内示に伴う補正、その他急を要する経費について編成いたしております。

今回の補正額は三千四百七十万円で、現計予算と合算した一般会計歳入歳出予算額は、二十七億三千六百七十万円となり、前年同期の予算に比べ、九・二％、二億七千六百八十万円の減少となっております。

特別会計の補正額は、国保会計他六件で、二千八百四十万四千円でございます。なお、前年同期の予算に比べ、一四・三％、三億六百四十二万八千円の増加となっております。

予算以外の議案のうち、主なものについて申し上げます。

「平成十八年度小値賀町各会計歳入歳出決算」につきましては、決算審査を七月十九日から三十日まで、実日数八日間実施していただきました。監査委員の決算審査意見書、並びに主要施策の成果報告書を付して提出いたしております。

その他の案件につきましては、説明を省略させていただきます。

本定例会には、議案十五件、報告三件の合計十八件の審議案件をご提案いたしております。

議案の提案理由及び内容については、それぞれ担当がご説明申し上げます。

なにとぞ慎重にご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（横山弘藏）　これで行政報告を終わります。

日程第四、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

なお、関連質問は、ご遠慮願います。

七番・伊藤忠之議員

七番（伊藤忠之） 私は、『加速する人口減少への対応』と、『それに伴う行政運営について』町長にお伺いをいたします。これからの経済社会のあり方を考える上で、国、そして各自治体にとって最も基本的なデータは、人口構造の見通しであると言われております。人口構成は、出生、死亡、人口移動の三要素がどのような推移をたどるか見極めることが重要であります。

国立社会保障人口問題研究所での全国人口の将来推計によると、今後の日本の人口は減少局面に入り、高齢化が進むと予測をしています。明治三十二年に人口動態の統計を取り始めて以来、出生数が初めて死亡数を下回り、総人口が減少に転ずる人口減少社会が到来しております。つまり、二〇三〇年には、二〇〇五年（平成十七年）と比べると、一千二百五十四万人、約一〇％が減少すると予測しております。

そこで、すでに人口減少過程に入り、超高齢化社会に足を踏み入れている長崎県では、どのような推移が予測されているのかを、長崎経済研究所が二〇〇五年（平成十七年）の国勢調査結果を基に、二〇三〇年までの長崎県及び県内市町の推計を発表しています。それによると、長崎県内の総人口は、二〇〇五年（平成十七年）では、百四十七万八千六百三十二人、十年後の二〇一五年（平成二十七年）においては、百三十六万七千八百八十一人と、約百四十万人を割り込み、二〇三〇年（平成四十二年）では、百十五万二千六百九十三人まで減少すると予測され、二十五年後には、三十二万五千九百三十九人減少することになります。

また、同研究所の推計での本町の人口は二〇〇五年の三千二百六十八人が、十年後の二〇一五年（平成二十七年）には、二千四百七人、二〇三〇年になると、千四百二十九人となり、二十五年後には千八百三十九人、五六・三％も減少すると予測されています。

そこで、町長にお伺いをいたします。

まず、未婚化、晩婚化による出生率の低下についてお伺いをいたします。低迷する出生率の原因となっている少子高齢化、更には人口減少社会を目前として国においてもさまざまに対応を講じております。

中でも、各自治体の施策の重要な柱として、次世代育成支援が平成十七年度から本格的に始まっております。この出生率の低下の原因として、未婚化、晩婚化が挙げられますが、出生が最も多く発生する女性の年齢がかつての二十歳代から、近

年では三十歳代へと変わりつつあります。このことは、社会経済的に原因があると言われ、女性の学歴の向上、家庭内での役割分業、更に子どもを育てる環境の変化、また若年層の就職難や不安定雇用が、結婚、出産を困難にしているといった分析結果も出ています。

以上のように、各自自治体は、地域の出生力の低下の原因はどこにあるのか。また、子育ての環境はどうなっているのかなど、今後どのような形で実を結ぶのかが注目されています。また、出生率が低下する中、全国の市町村の約三%、六十の自治体では出生率が上昇しており、これらの自治体は安定した雇用、ゆとりある住宅の供給など、何らかの形で中長期な「安心感」が保たれています。このように他の自治体では、いろいろな工夫を講じて結婚と出産を奨励し、その施策を充実強化をしています。

そこで、本町において出生率を向上させるため、どのような施策を考えているのかお伺いをいたします。

次に、少子化対策についてお伺いをいたします。

このまま少子化傾向が続くと、日本の人口減少は加速度的に進行し、二一〇〇年の総人口は、現在の半分以下になると見込まれており、人口の高齢化も更に進行し、やがて三人に一人が六十五歳以上という極端な「少子高齢化社会」が継続することになり、急速な「人口減少」は、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や自治体の存続に関わる問題として認識すべきであると思います。

そこで、本町においても、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを問題として認識して、安心して子どもを産み、育てやすくするための支援策の現状をお伺いをいたします。

また、この少子化問題は、国は勿論のこと、本町にとっても最重要課題として取り上げ、少子化の背景にある社会意識を改めて問い直し、家族の重要性を再認識し、若い世代の不安感に対応するため、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図らなければならないと思いますが、そのための支援策についても町長にお伺いをいたします。

次に、高齢化対策についてお伺いをいたします。

平成十七年の国勢調査によると、本町における六十五歳以上の高齢者人口は、総人口三千二百六十八人に対し、千二百七十九人、三九%との高齢者率であり、この高齢者率が高くなると、次のような自治体負担が考えられます。

国民健康保険においては、医療費の三割を本人が負担し、残りの七割を国、県、市町村で負担をしております。また、市

町村の負担は、住民から徴収した国民健康保険税を原資として支出されています。そのため、市町村の一般会計からの繰り出しは、保険基盤安定負担金、財政安定化支援事業を除くと基本的には発生しません。しかし、団塊の世代の移住者や高齢者に医療費がかかれば、長期的には国民健康保険税率の上昇につながる可能性があるのではないかと。また、介護保険においては、介護保険給付費の負担は、介護保険料五〇%、国、県、市町村五〇%となつていますが、このうち、市町村の負担割合は一二・五%であり、介護サービスが多くなると、市町村の負担が多くなる可能性があります。そのため、市町村の負担割合をいいたします。

最後に、各自自治体でも、例えば、基本構想など、行政運営の戦略を立てるときの基礎としているのが人口動向であります。人口全体の増減予測だけではなく、年齢三区分別の人口割合がどのような推移を示すかを見極めなければならぬと言われっております。

平成十四年六月に『小値賀町総合計画』を公表しており、その中で、将来の人口推移と目標では、平成二十二年国勢調査目標を総人口三千百人、十四歳以下四百人、十五歳から六十四歳で千五百人、六十五歳以上を千二百人と予測をしています。

しかし、長崎経済研究所の予測では、平成二十二年で総人口は、二千八百十二人と二百八十八人もの違いがあります。これからは、人口の推測には十分な調査と、出生率、少子化、高齢化の変化を再認識する必要があると思っております。

財政的には、地方交付税における基準財政需要額、また住民税、固定資産税などの本町の歳入は縮小されていくだろうと思っております。

このような中で、将来の人口試算の見直しと、地方交付税などの財政を如何に調整していくのか。また、中長期計画を見直すべきと思いますが、町長の考えをお伺いをいたします。

なお、再質問があれば、質問者席にて行います。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 伊藤議員さんの質問について、一点目の未婚化、晩婚化による出生率の低下についてお答えいたします。

本町におきましては、これまでに農業委員会が主体で、農業委員が仲介役となった農家の花嫁相談・斡旋や、各種の講習・講演会を実施いたしました花嫁銀行事業や、町全体の後継者対策事業として都市部の女性との交流会、或いは集団見合い的な事業が展開された経緯がありますが、残念ながら成果を上げることができませんでした。これらの事業の分析としまして、

事業自体が行政主導で進められ、後継者の意見、考え等が反映されなかったこと、そして、自らが結婚に対する意欲不足、或いは積極性にかけていた点などがあげられます。このような問題もあり、町といたしましても、これ以上は十分な事業効果が見えないと判断し、近年、中断を余儀なくされた経緯があります。

しかし、先般、農業・漁業・商工業・役場等の若手が、「自分たちの嫁さんは自分たちが見つけんといかん。」と一大決心をして、都市部の女性を小値賀に招待し、小値賀の良さや小値賀を支える自分たち若者の意気込みをアピールして、結婚に結び付けようと企画した「よかばい！島男」が、今週の二十二日から二十四日に実施されることになっており、一組でも二組でも縁があるように、その成果を大いに期待しているところです。

町といたしましては、行政主体の後継者対策事業よりも、今回のような若者自らが本気で取り組むこのような事業について重点的な支援を行い、一人でも多くの後継者の結婚に結び付けるようにしたいと考えております。なお、結婚した場合に『まちづくり担い手基金条例』により、結婚祝金・出生の場合、出生祝金の支給を行っているところがございますが、もとより、結婚や出産は個人の決定に基づくものであるため、晩婚化や未婚者の増加等、国民の生活観や価値観、ライフスタイルなどにより、なかなか簡単にはいかないところでもあります。

二点目の少子化対策についてお答えいたします。

少子化は、小値賀町特有のものではなく、国全体の問題として捉えられている社会現象であります。次の時代の国民生活に深刻かつ多大な影響をもたらすこととして、国は『少子化対策基本法』を制定し、担当大臣を設けるなど、積極的に取り組んでいるところであります。

基本法では、家庭や子育てに夢を持ち、かつ次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができ環境を整備し、子供がひとしく心身ともに健やかに育ち、子供を生み、育てる者が真に誇りと喜びを感じることでできる社会を実現するための各種施策を推進するとしております。

長崎県においても、平成十八年度に知事直轄の『こども政策局』を組織し、少子化対策を強力に推進しているところであります。

小値賀町におきましては、国・県の流れと地域のいろいろな特性や課題の中で、平成九年、第三子目から『出生祝金』を支給する条例を設け、平成十七年からは保育の充実を目的に、『幼保一元化』に取り組んできたところであります。

また、保健の分野では、健康管理センターを中心に育児サークルや乳児健診などを行い、妊婦相談や乳児相談、離乳食講習会等を実施しています。平成十八年には、離島に住む妊婦のより安全な出産を支援するため、補助金を支給する条例を制定いたしました。より子供を育てやすい環境の整備ということでは、福祉医療費に対する助成を、就学児前から小学校卒業まで拡充している自治体等もあり、財源の確保と併せて今後検討していきたいと思えます。

三点目の高齢化対策についてお答えいたします。

小値賀町の高齢者は、九月一日現在で、六十五歳以上の方が町民の四一・二%の、千三百十二名、七十五歳以上の後期高齢者がほぼ四人に一人の、七百六十八名いらっしゃいます。

小値賀町の高齢者福祉は、一般高齢者、特定高齢者、要介護高齢者それぞれに合わせた各種サービスを実施しています。具体的には、配食サービス、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ、介護用オムツ券支給、介護手当支給などがあります。実施機関としては、居宅系サービスを担う社会福祉協議会、施設系サービスを担う『博仁会』があり、高齢者生活支援ハウス「たんぼぼ荘」、地域福祉センター、特別養護老人ホーム「養寿園」、大島「和楽苑」、前方「ふれあい館」などの施設に加えて、今年の八月から認知症対応グループホーム「暖家」が動き出しました。

これらの諸施策の実施について、対象が増えれば財政需要が膨らんでいくことは当然予想されます。国民健康保険・介護保険・老人医療などの特別会計についても給付費がいくらか増大するだろうと思われれます。その他には、敬老祝金の問題もあります。他の自治体では見直しが進んでおり、長崎県におきましても一百万円の祝金が、十九年度から『五島うどん』に変わったという経緯があります。敬老祝金については、見直しを検討したいと考えています。

それを踏まえて、国は、二十年度からの大きな医療制度改革を考えております。その中では、七十五歳以上の高齢者は県を一つの保険者とする『後期高齢者医療保険』に加入します。これは、全国的に高齢化率が非常に高い小値賀町のような過疎地の小さな国保に特に影響が出るのを緩和する改正であろうと思われれます。

また、七十五歳以上の方々一人一人から保険料を負担していただくことで、公費の負担を抑えようと考えているようでもあります。また、国保においては、小規模国保の財政安定化のために、平成十八年十月から始まった保険財政共同安定化事業等の制度改正もなされています。制度的に、介護保険においても、国民健康保険においても、後期高齢者医療保険においても、定率の負担割合があり、それと各自治体の地域特性による調整交付金があるため、全体が増えても、町の負担や高齢

者の負担がもろに増えることにはならないと考えています。

高齢者福祉がますます重要になる中で、介護保険法改正を受けて、小値賀町においても地域包括支援センターを今年四月から役場住民課内に設置し、十月からの予防給付事業開始に向けて準備を始めています。これは介護度の一番軽い要支援の方々に対するサービスで、従来と大きく異なる点は、介護度が進まないように積極的に働きかけるところであります。予防サービスの結果について効果の評価を行い、次のケアプランに反映するということとなります。

介護保険においては、年齢を重ねる中で、一般高齢者が特定高齢者に、特定高齢者が要介護状態になっていくのを如何に食い止めるかが行政コストを抑えることとなります。高齢者に対しては、保健と福祉が一体となり、生活機能が下がらないよう積極的に働きかけていこうと考えております。具体的には、十九年度から各公民館で実施している高齢者食生活改善事業に力を入れて、回数を毎月一回実施しています。更に十九年度からは、出前健康相談として、健康教育を各公民館等で実施するようにしました。

医療保険においては、要指導、要観察状態になる前の段階で、生活習慣の見直しにより、生活習慣病にかからないようにすることが行政コストを抑えることとなります。二十年度からは、もっと若い時から生活習慣を見直すようにするため、生活習慣病の健診を対象住民のほとんどが受けるようにすることを目標に、積極的に啓蒙を図り、健康状態の程度により、健康づくりの動機付けや、積極的支援等の各種健康教育を実施していくことを計画しております。

四点目の総合計画の見直しについてお答えいたします。

小値賀町総合計画については、平成十四年六月に策定されており、期間は平成十四年度を初年度として、平成二十四年までの十年間となっております。この総合計画は、小値賀町の進むべき方向、目標等を明らかにした長期の計画でございます。町が策定する振興計画等、全ての計画の基本となるものでございます。

伊藤議員の将来の人口試算と目標の見直しを行うべきではないかという質問ですが、当然、平成十四年に策定された現在の総合計画は五年を経過しており、現状にそぐわない部分もありますし、総合計画等、行政運営の戦略を立てる時の基礎としているのは人口動向であると考えてますので、様々な機会を捉え、住民の意見を反映した形で、見直すところは見直しをしなければならぬと考えております。

また、人口減少により、地方交付税等財政調整制度の中長期の見直しについてですが、国の交付税制度の動向を注視しな

がら、これについても当然見直しをしなければいけないと考えております。
以上です。

議長（横山弘藏） 伊藤 議員

七番（伊藤忠之） 再質問と言いますか、あまりにも町長の答弁がですね、各支援策について十分すぎるほどの丁寧な答弁をいただきまして、なかなか再質問ができないような状態になっております。

まあ、これは参考のためにですけども、現在『島男』のイベントが行われております。そしてまた、結婚についてはいろんな支援策が前からでも行われておると思います。

しかしながらですね、私は今の若い世代はですね、結婚と出産をどのように考えているのか。また、我々の若い頃とずいぶん考え方が変わってきたんじゃないかと、そのように思っております。やっぱり年頃になったらですね、結婚をして所帯をもつて、子どもを産み、育てること、このようなことをですね、どのような活動よりも有意義で価値のあるということですね、何らかの機会においても、若い世代に認識をさせていただくよう、私もそのように行いたいと思っております。

そしてまた、結婚に対してのいろんな支援策が行われておりますが、成功にしろ、失敗にしろ、一回・二回で終わるのではなくてですね、例えば、失敗したときの内容を十分把握し、そしてまた検討しながら継続していただきたいと思っております。このことは結局、小値賀町の将来がかかっていると言っても過言ではありませんので、そこら辺の答弁を町長にもお願いしたいと思います。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

もう大分前ですが、福岡の方で十二・三名の若手が、もちろん町の補助金をいただいて、集団見合いに行ったということもあります。そのときにですね、福岡の方で女性が一人か二人しか来てなかったと。そういういろいろのこともあっております。

ただ今回ですね、補正予算が上がってきたのは、漁業、農業、商工業、それから役場、4Hという若手がですね、いろいろ面白い企画をいたしまして、やはり小値賀に嫁に来るなら、小値賀の方を一回見ていただいて、そして募集をかけたというのであります。一応、まあ十分な予算は付いてないかとは思いますが、まず第一回としてですね、十一名の方

が、長崎と福岡の方から女性の募集がですね、それに対して自分たちが、何か年齢を見ると、二十八歳から三十七ぐらいまでですね、女性の独身でございますが、また相手の男性の方も、こっちの方はですね、それに見合うような人選をしているということ、いろいろ主体性がですね、自分たちでやりたいということ、こういう自分たちのやる気があるということに対しては今後とも続けてですね、支援をしていきたいと考えております。

議長（横山弘藏） 伊藤 議員

七番（伊藤忠之） 続いて、少子化対策について一点だけ伺いたしますが、今まで支援対策に対しましてはですね、国・県とも少子化対策には十分な対策を行ってきたと思えますが、いまだかつてその少子化の流れを変えることができないというような感じですね、平成十七年度にまた新たな少子化対策を閣議決定としましてしております。

その中にはですね、今回、単なる支援ではなく、家族を大事にすると。家族の絆、そして家族とその地域の絆を築くというような、地域的な広範囲の中のような、子育て支援というものが大きくクローズアップされております。

このような中でですね、いろんな支援策がありますけども、何が小値賀町にとって重要なのか。また何を急ぐのかというようなことを十分認識して、町長にもそのような施策を講じていただきたいと思っております。

それについて町長何か考えありませんか。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 今ですね、全国的にもですけど、三人も四人も五人もというような子どもは産まないような状況と言いますか、まあ経済的にも厳しい状況にあるかと思っております。

小値賀町においてもですね、離島というハンディで安心してお産ができるように、この頃でございますけれども、旅費の補助等についてですね、補助金を作ったと。

いろいろ今後ともですね、皆様と相談しながら、この件については大変重要な問題でございますので、一生懸命前向きに考えてみたいと思っております。

議長（横山弘藏） 伊藤 議員

七番（伊藤忠之） 最後に町長にお伺いいたします。

現在、人口動向についてはですね、国の方も財政再建策を講じて、恐らく地方交付税、その他もろもろの支援策が減少し

てくるのではないかと思っております。

本町にとつてもですね、これまでのように、この前、地区の説明会でも住民の要望をいろいろ聴きましたけども、『住民満足度』を高めるための、あれもこれもというような施策をですね、行うことは今後少しずつ不可能になってくるのではないかと思っております。

このように前年度並みの予算をベースにしてですね、予算を計上するのではなくて、総括的に少しずつでもいいですから、予算を圧縮してですね、これからの小値賀町の行財政運営を行っていただきたいと思っておりますので、その点を、ご答弁をお願いしまして私の質問を終わります。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

平成十四年度に作成して、今現在、県の出した分と二百八十六名ですか？二百八十八名の差があるということでありますので、この点については早急に見直しをしたいと、そういうふう思っております。

また、いろいろ策定等についてはですね、また皆様といろいろと相談しながら、今後、この前の地区回りでも指摘されておる点についてはできるところからですね、まずやろうということで、特に老人のバリアフリー等については今やっている所もあるし、今回補正が上がった分もあるというふうに思っております。

今後とも一生懸命、少子、それに高齢化対策については前向きに努力をしていきたいと思っております。

議長（横山弘藏） 続きまして、六番・岩坪義光議員

六番（岩坪義光） 私は、診療所運営について町長に質問します。

当診療所は、昭和六十年六月に長崎県で初めての健康管理センターと併設され、新しい形の町立診療所として設置されました。現在では、町内で唯一の医療機関となり、島の医療を一手に担っている現状であります。

当診療所は、開設と同時に健康管理センターと連携をとりながら住民健診にも力を入れ、その成果として疾病の早期診断が可能となった。現在、国民健康保険データによると、県内で受診率、医療費ともに低位で、老人医療費は県内で一番低く抑えられています。これは非常に自慢できるものです。健診と医療部門が連携をとった地域医療の実践が好結果に結びついたものと考えられます。

現在、六十五歳以上の高齢化率が四〇％であり、これからの医療形態として在宅医療の充実を図ることも目標に進めていますが、医療がどんなに進歩しても、結局、人は年をとり老化して、そしていつかは死が訪れます。

だから、地域の中では「支える医療」もまた大切になります。「支える医療」とは、ガン末期でも痛みをとり、精神的に最期まで支え、また脳卒中の患者さんのリハビリを十分にしてい、退院後も自宅で療養を支援する緩和医療や在宅医療のことで、身体だけを診るのではなく、心までを含めて丸ごと一人の人間として、その人らしく生きていくことを大切にしていくことを進めなければなりません。在宅医療の充実を図ることは必要であると思っております。医療に対する信頼度や在宅医療の整備状況に関しては、市町村間での差は少なく、一方、保健、医療、福祉の連携については、小さな自治体ほど進んでいます。組織が小さければハード面で不足するところを、ソフト面で補強するという、現実的な対応がなされているとともに、そこで働く医療従事者の努力に支えられていることが伺えます。

そこで、町長に二点伺います。

一点目。入院患者が食事などができないなど、また保護者が精神的に疲れたとき、また高齢者であるがために付き添いできない場合に、診療所で付き添いを紹介するシステムなど検討できないか。

二点目。夜間勤務を看護師一名体制でやっているが、医療事故や患者に不安や不満を与え、医療サービスの質の低下などが考えられる。緊急事態、突発的な事故のときなど大変であると思うが、どのように考えているのか伺います。

再質問は、質問者席より行います。

議長（横山弘藏）

町長

町長（山田憲道） 岩坪議員の質問に対し、お答えいたします。

議員もご承知のとおり、本町の高齢化率は四〇％を超え、今後ますます高くなるものと考えます。

高齢者が安心して暮らせる町づくりなど、各種の事業を展開する際、医療の充実が欠かせないものと認識しており、急速な高齢化に対し、町内唯一の医療機関の医療体制の整備・充実が急務であると考えております。

一点目の、「入院患者の付き添いを紹介するシステムなどは考えられないか」との質問でございますが、現在、重症患者については付き添いをお願いいたしております。また、食事についても患者が自分でできない方については、基本的には付き添いをお願いしておりますが、都合が付かない方については看護師で対応いたしております。

確かに議員ご質問のとおり、付き添いの方が高齢者の場合や、入院が長期化した場合は、精神的にも肉体的にも大変であると思います。付き添いの方が町内在住の方は、知人とかに個別に付き添いを見つけられておりますが、これから先、付き添いの必要な入院患者で、町内に身寄りの方がいないというケースも増えてくると思われしますので、町内でヘルパーの有資格者や一般の方を含めて募集し、登録制にして斡旋できるシステムを作らなければならないと考えております。

二点目の、「看護師の夜間一名体制について」でございますが、夜間看護体制については、今年一月に実施の『町民アンケート』の中で、夜間看護体制を二名にとの指摘を受けております。重症の入院患者に加え、夜間に急患があった場合、一名では看護師にとって非常な負担ともなり、患者サービスの低下にもつながっていることは承知いたしております。夜間二名体制にすべく、看護師、補助看の募集をしております、常勤の看護師・補助看で組む体制と、ヘルパー有資格者や一般の町民に呼びかけ夜間看護専門の人材を探し、常勤の看護師と組むというような方策を、今後考えていきたいと考えております。以上です。

議長（横山弘藏） 岩坪議員

六番（岩坪義光） 一点目の質問です。

町長の答弁の中で、「都合がつかないときは看護婦に付き添いと言うか、食事などをしてもらっている。」という話ですが、町長も知っているかと思えますけど、この前、議員で地区回りしたときでも、やっぱり町民の中で都合がつかなかったときに、「どうしても付き添いをしてくれ。」というふうな話もあり、だから、こういうふうなシステムができないかなと思って私は質問したわけです。

だから、町長が言うごつ診療所の中で徹底してそういうふうになっておればいいんですけども、その点はどうですか？

議長（横山弘藏） 町長

町長（山田憲道） それはですね、今、看護師と補助看の募集、それからヘルパーも行っておりますが、看護師については、先ほど行政報告の中で一名、九月一日から採用と、そして今度また四月一日から東京の方から一人、バリバリの看護師が来たいというようなこともあります。

それで、補助看の方についてはですね、今後とも検討しながらということですが、結構ですね、補助看の方も少しずつではありますが増えておりますので、今、診療所に行きますと、補助看の方が食事の介助等については現在行ってい

るようでございますので、事務長とも、それから大住元所長ともいろいろ話しておりますけれども、今後とも補助看、それからヘルパー、それから正看、準看、まだまだ人間を増やして、夜間の対応等、そして急患等の対応にもですね、今後しなければならぬと考えております。

議長（横山弘藏） 岩坪議員

六番（岩坪義光） 町長の言うことは私もそれは解ります。

私が言っているのは、家族の人が来ることで患者が元気になることは、それはもう皆さんお分かりと思います。

しかし、どうしても都合がつかないときなどは、やっぱり事情をよく捉えて、そういうところはある程度の後押しをしていただいた方がいいんじゃないかと思えます。

これからお高齢化で、例えば、足を持たないと言うか、車も運転できない、バイクも運転できない、せれば、遠い人はその時間帯に行くバスが無い、そういうときなど、どうしても困る人がおるようです。やっぱりそういうときなどはある程度臨機応変に対応していただければと私は思っております。

その点はどうでしょうか？

議長（横山弘藏） 町長

町長（山田憲道） いろいろ問題もあるようですが、全部ですね、そういうのをひっくるめて今後検討をしていくということでご理解をお願いしたいと思います。

議長（横山弘藏） 岩坪議員

六番（岩坪義光） はい、解りました。今後よい方策を考えてもらいたいと思えます。

二点目の質問ですけども、今の現状で診療所が満床の状態です。そしてもし、何か突発的な事故が起きた場合とか、そういうときにはやっぱり患者さんも不安になるし、一名じゃ連絡したり、対応したりつちゆうともなかなか難しかと私は思っております。やっぱり患者さんに精神的な不安を与えるのが一番私はよくないんじゃないかと思っておりますので、その点はどういうふうに考えておりますか？

議長（横山弘藏） 町長

町長（山田憲道） お答えいたします。

確かに看護師一人のときに急患、これは今現在は事務長はじめ、他の、家にいる看護師も急患には備えて診療所に集まってもらっておりますが、そういうことではなくて、今後ですね、准看護師とか、補助看、ヘルパーの方を今募集をいたしております。

まあ、ぼちぼちではありますけれども、順次増えている状態ではありますが、今後ですね、看護師の八名体制というのを、定数をどうか考えるか、いろいろ総合的に考えて診療所のことですね、一応解っているつもりでございますので、この件についても前向きにやりたいというふうに考えております。

議長（横山弘藏） 岩坪議員

六番（岩坪義光） 最後に、看護師さんが忙しくてやっぱミスするような環境を作れば、なお患者さんは精神的に不安になると思います。

また、そういう点から、診療所に行く患者さんに良い改善になるよう今後取り組んでいただきたいと私は思っております。以上で終わります。

議長（横山弘藏） 町長

町長（山田憲道） 解りました。

今後ともですね、大住元所長、それから金森先生とですね、いろいろ相談しながら、できる範囲のことは速やかにやろうというふうに思っております。

議長（横山弘藏） これで一般質問を終わります。しばらく休憩します。

| | | | | | |
|---|----|----|-----|------|---|
| — | 休憩 | 午前 | 十一時 | 十二分 | — |
| — | 再開 | 午前 | 十二時 | 二十一分 | — |

議長（横山弘藏） 再開します。

日程第五、報告第四号、平成十八事業年度長崎県市町村土地開発公社の決算報告についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。

総務課長

総務課長（谷 良一） 報告第四号、平成十八事業年度長崎県市町村土地開発公社の決算報告についてご説明いたします。普通地方公共団体が出資している法人の経営状況につきましては、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定に基づき、議会に提出することになっておりますので、平成十八事業年度長崎県市町村土地開発公社決算報告書を提出し、ここに報告いたします。

議長（横山弘藏） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第四号、平成十八事業年度長崎県市町村土地開発公社の決算報告を終わります。

日程第六、報告第五号、財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件を議題とします。

報告についての説明を求めます。

産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（尾崎孝三） 報告第五号、財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件についてご説明いたします。

財団法人小値賀町担い手公社は、平成十三年三月二十八日に設立され、指導員及び研修生で、農業の振興のための育苗や実証展示、新規就農者の育成等を目的として活動をいたしております。

その内容につきましては、報告書記載のとおりでございます。

公社の資本金は、二千五百万円で、その内の八〇%、二千万円を小値賀町が出資しておりますので、地方自治法第二百一十一條第三項の法人に該当いたしますので、同法第二百四十三條の三第二項の規定により、関係書類を提出してご報告いたします。

よろしく願います。

議長（横山弘藏） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑はありませんか。

加山議員

二番(加山雅徳) 二十一頁ですね。『収支予算書』の件ですが、これは町の補助金が予算額で百三十六万三千円、運営補助金が一千百五十二万円ということ上で上がっておりますが、この補助金が無いとなかなか運営が成り立っていないかということとは、設立当時からこの方ずつと話は聞いておりますが、専門幹としてどのくらいの年数があれば自立できる見込みがあるのか。もし判れば、そこら辺の見通しをですね、お聴かせできればと思います。

議長(横山弘藏) 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹(尾崎孝三) ただいまの質問に答えます。

私もなつたばかりでよくは判りませんが、町の補助を収入しないことには、担い手公社の独立は採算的にはちよつと難しいんじゃないかと思っております。

十八年度から町の委託作業等を行つて、大分収益事業で収入は上がっております。でも、私の考えではちよつと無理ではないかと思ひます。

議長(横山弘藏) 加山議員

二番(加山雅徳) 担い手公社自体が利益団体じゃないということは解っておりますが、この収益事業の分ですね、かなり収益が上がつるとのことです。こつちの方を伸ばしていけばですね、ある程度の補助金もカットできるんじゃないかという気がいたします。

そういうことで、今年もどこか柳の方を修理して、また研修生の卒業生をそこでいろんな研修をさせると、そして来年度はまた一反ぐらいのハウスを建てるという計画になっておりますが、そういう意味でもですね、やっぱり先ほど来から町長がおつしやるとおりですね、財政的になかなか厳しいという状況の中です。次の、小値賀交通バスについても一緒ですが、そこら辺の努力をひとつしていただきたいというふうに思ひます。

議長(横山弘藏) 町長

町長(山田憲道) お答えいたします。

事業の収支の方ではまあまあな成績と言ひますか、(そのように)なっておりますが、担い手の育成ということですね、今年がちよつと人数が多くなつてきております。

そういうことで、今後とも事業等、収支の分についてですね、いろいろと検討をして町の持ち出しが幾らかでも減るようなやり方というのは、これは理事会です、そういう検討を今始めているところでございますので、もうしばらくお待ちいただければと思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第五号、財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告を終わります。

日程第七、報告第六号、小値賀交通株式会社の経営状況の報告に関する件を議題とします。

報告についての説明を求めます。

産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） 報告第六号、小値賀交通株式会社の経営状況の報告に関する件について説明いたします。

小値賀交通株式会社は、平成四年八月三十一日に第三セクターとして設立され、同時に西肥自動車株式会社から事業を受け継ぎ、同年十月一日からバス運行を開始し、現在まで無事故で運行を継続しております。

資本金は二千万円で、そのうちの八五％の一千七百万円を小値賀町が出資しており、地方自治法第二百二十一条第三項の法人に該当いたしますので、同法第二百四十三条の三第二項の規定により、関係書類を提出し、報告いたします。

議長（横山弘藏） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 町長の行政報告の中にも出てきませんでしたけれども、この報告書の一頁ですね、『経営状況に関する分析書』に、町の補助金、予算を見ますと一千七百万円のバス購入費が上がっているようですが、このことには記述されておられません、その点についてお伺いいたします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えをいたします。

平成十九年度につきましては、一応抜本的な小値賀交通のあり方を、どのようにするかというのを検討したいというふうに考えております。

そういう中で、バスの小型化、或いはリプレイス、そういったものを予定に上げておりますので、一千七百万円という予算が補正予算に計上させていただいておりますが、そういった部分での小値賀交通のてこ入れ、そういったものをしたいというふうにご検討しております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 一千七百万、バスの購入のうちゅうのは非常に大きな事業なんですよね。それをですね、十九年度の普通の運営補助については百万円を増加して九百万ということであればですね、ある程度、一千七百万円のバスの購入費を今回の補正予算で上げるのであればですよ、この十九年度運営の中には、その点のことについては触れなければならないんじゃないかと思いますが、もう一度確認をいたします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えをいたします。

協議会の方が八月三十日だったと思うんですが、検討する『協議会』が立ち上がりまして。

そういう中で一応提案いたしましたして、バス購入につきましても一応計画に上げた方がいいというような結論に達しましたので、こういう事態になりましたけども、確かに松永議員さんが言われるように、そういったものをこの計画の中にもあらかじめ表現した方がよかったというふうに思っておりますけども、平成十八年度の決算、並びに事業計画、小値賀交通のそういう総会の中では、そういうところまでは計画が上がっておりませんでしたので、一応、一千七百万円のそういう車両購入につきましては、この『分析書』の中には入れておりませんが、確かにそういうふうに言われるように大きな事業でありますので、そういう部分に関しては今後十分に注意しながら、そういった漏れがないようにしたいというふうに思います。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） バス購入の件とかいろいろなことについて私はよく内容は知りませんが、検討委員会を立ち上げたということでございますので、その中で協議されると思いますけれどもですね、今回、補正予算の中でですね、県の補助二百九十万円を充てたですね、一千七百万円を引いた一般財源が出てくるわけですね。

それの中でですね、今後のバスの運営のことを書くのであればですね、一番大事なことだと思っんです。その運営補助の、八百万円を九百万円に上げたとかですね、そういうことじゃないんですよね。

先ほど、担い手公社でもありましたけれども、「一本立ちはできないのか？」っちゅうようなことで、これは無理でございませけれども、こういうふうなですね、町の財政に大きく負担を抱えるような問題をですね、ただ一百万か二百万ならいいんです。そして今から立ち上げてこれをやろうかというときにですね、予算は計上して、この報告書の中には入れないということは、もうはなはだ私は遺憾でございませけれども、そういう事情であれば、今後そういうふうなことは、あれしていただきたいというふうに考えます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

加山議員

二番（加山雅徳） 松永議員さんの関連質問になります、今、バス購入費をこの報告書の中に上げてなかつたということでございますが、これは前産建の委員会でもいろんな審議をしたと思ひます。

そういう中で、これは明日の補正予算の中でも話してもいいんですが、その件については詳しいことは明日質問いたします。ただ、報告書の中でですね、十四頁を見ていただければ判ると思うんですが、これで『収支予算書』ということですね、バスを購入するということであるならばですね、この一千七百万の分です、『減価償却費』っちゅうのが上がつてこねいかわけですね。車両のところでは…。

で、まあ九月購入して、半年間、定率法でいけば、「コンマ三六九」ですか、その分の十二分の六ということ、半分、約金額にすれば三百何十万というのが、この中に入ってくるわけですね。そうなつた場合にこのバランスシート、『貸借対照表』の結果はですね、いくら百万補填してもですね、八百万を九百万にしてもこれは赤字になるわけですね。

だから、そういう意味も含めまして、先ほど松永議員さんがおっしゃられたとおりですね、あまりにももう少し審議を重ねてですね、バスの購入の問題については審議すべきじゃなかつたのかと私は思ひます。

そういう意味で、まあ名前出していいかどうか分かりませんが、役員である福崎モーターズの方にも昨日行つていろいろ聞きました。話を…。で、事情も解ります。しかしながらですね、今の財政状況の中で、県が三百万ほど補助があつたにせよですね、やはりもう少し審議をして、審議会を立ち上げてまだ二回の会合しかしてないということであるならですね、そういう状況の中でですね、バスを購入というのは時期尚早だと私は思ひます。

そういうことで、こういう『バランスシート』まで作った中で、そういうのも入れてないということは、私はちょっと首をかしげるんですが、そこら辺如何ですか？

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

加山議員さんの言うのはよく解ります。

実はですね、交通政策課の方から「町の方にも、今後バスをどうすべきかという検討委員会を立ち上げて下さい。」ということがあります、交通政策課も含めて一応検討会を二回ほどやった経緯がございます。

その中でですね、私も「この一千七百万の補正を上げるのはちょっと尚早だ。」というふうに言ったんですけれども、県の方が県の補助金とプラスですね、まだこれははっきり言えないんですけど、交通政策課の方が別途に補助金が出るようにしたいということで、誠に申し訳ないんですけど、最終的には十二月か三月ぐらいのまた補正になるかも分かりません。

ただ、予算だけは上げとってもらわないと県の方が予算を付け難いという事情があつて、まあこういうことを言うのはちょっとおかしいですが、そういう事情もありましたので、今回上げたということで、ご理解をいただければと思っております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） ちよつとこの報告書の中で予算のことになつて申し訳ありませんけど、今、町長の方から県が二百九十四万、これは一千七百万の中ですね、これは一七・二九%しか当たらないんですね。

それでですね、補助金が八割とか九割とかちゆうことであれば、まあ事情も解ります。そしてまた、バスそのものもですね、お年寄りがだんだん増えている中ですね、本当に小値賀町には必要だと、赤字になつても運行していかなければならぬということとは十分解りますけども、ただその県がですね、二百九十四万出すから、そんなら予算を上げようかという、もう少しですね、検討委員会を作られたならそのようにですね、県は「今回の予算に上げねば補助はあげませんよ。」というようにことじゃないんでしょうから、もう少し検討されてですね、皆さんに十分な説明ができるような方向で予算を計上してもらいたかつたと思いますが、これは予算審議でございませんで、この程度にとどめときます。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

議長（横山弘藏） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第六号、小値賀交通株式会社の経営状況の報告を終わります。

日程第八、議案第四一号、小値賀町安心出産支援補助金支給条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第四一号、小値賀町安心出産支援補助金支給条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

本条例は、本町の妊婦が離島であるため、本土に比較して産婦人科等への受診が困難なことを考慮して、少しでも安心・安全な出産が出来るよう、経済的な支援を行うため、平成十八年三月に制定されたものでございます。

この度の改正は、小値賀町や佐世保市宇久町の条例を参考に、長崎県が新たに『補助要綱』を制定したことによるもので、県の要綱が、町条例よりも町民にとって補助が手厚いため、県の補助要綱並みに条例を改正するものでございます。

改正点は、対象経費として、健康保険対象外の緊急移送費を追加したこと、補助率が六割であったものを、交通費については全額、宿泊費についても三分の二まで補助することとございます。

附則で、適用日を県の補助適用に併せて、平成十九年四月一日からにしております。

なお、最後に条例の新旧対照表を添付いたしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

| | | | | | |
|---|----|----|-----|------|---|
| — | 休憩 | 午前 | 十一時 | 四十三分 | — |
| — | 再開 | 午前 | 十一時 | 四十五分 | — |

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 手厚い方向への改正で、本当にありがたいことでございます。結構ですけれども…。

まず第三条のですね、改正規定について確認とお尋ねをいたします。

宿泊費については、「一泊五千円を限度」ということで現行規定に変更はあっておりませんが、補助金の限度額がですね、現行規定では「四万円」となっています。それがこの限度額についての規定はないのか。

そして改正規定第三条第三号のですね、「移送費」について新たに規定してありますが、「健康保険等の保険給付の対象となるものについては、対象としない。」ということ、例えば、七万円かかった時にはその七割は保険で支払うというよきな規定があるから、あとの残の、個人が負担する分については全然ないという意味であるとすればですね、他に対象とならない、健康保険等の給付の対象とならない事例がどんなものがあるのか、お尋ねします。

次にですね、第三条の二第一号に、第三条第一号の宿泊料一泊五千円を限度とすると規定してあるが、「三分の二を乗じて得た額」としている内容を説明して下さい。その点がどうなっているのかですね…。

最後にですね、十八年度及び十九年度現時点でのですね、実績件数をお知らせ願います。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

まず、一番目の質問の、限度額の四万円は無くしております。

二番目の質問の、「緊急移送費」でございますが、基本的には移送費につきましては百分の百の保険の方が出ております。ただ、どういう状況でこの保険対象外の移送費があるのかっていうのは、そういうケースを想定するのが非常に難しいのでありますが、条例が無いことには仮にそういう状態が発生したときに「補助が出せない」ということもありまして、これは県のを参考に追加したものでございます。

補助金額でございますが、基本的に百分の百という考えではなくて、三分の一については個人負担が発生するというところで、三条の二を謳っております。

最後に、十八年度の実績でございますが、八件の、八万四千九百円でございます。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 四万円を超すとか十万円を超すとかということは、まあそういう大きな金額にはならないと思ひますけれどもね、よつぼどのあれがないとすね…。限度は無くしたということですね。一人に対する「四万円」という限度は無くしたということですね。

それからですね、どういふふうなケースが出てくるか判らないけど、県とか他の町の移送費の上げ方について、こゝういふふうな上げ方をしとるわけですけども、これは条例が無いと支払いができませんので、よろしゅうございませうけれども、どんなケースが有るのか無いのか。有るとすれば、「健康保険等の給付の対象とならないものについて支給する。」ということですが、まあそれは条例として置いていいと思ひますけれども…。

そうすると、十八年度及び十九年度の今現時点では、八件しかないということですか？…解りました。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四一号、小値賀町安心出産支援補助金支給条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四一号、小値賀町安心出産支援補助金支給条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

| | | | | | |
|---|----|----|-----|------|---|
| — | 休憩 | 午前 | 十一時 | 五十四分 | — |
| — | 再開 | 午後 | 一時 | 三十分 | — |

議長（横山弘藏） 再開します。

おはかりします。

日程第九、議案第四二号、小値賀町営住宅管理条例の一部を改正する条例案及び日程第十、議案第四三号、小値賀町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例案及び日程第十一、議案第四四号、小値賀町有住宅管理条例の一部を改正する条例案は、関連がありますので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、日程第九、議案第四二号、日程第十、議案第四三号、日程第十一、議案第四四号を一括議題とします。

議案第四二号、議案第四三号、議案第四四号の提案理由の説明を求めます。 建設課長

建設課長（中村敏章） 議案第四二号、小値賀町営住宅管理条例の一部を改正する条例案、議案第四三号、小値賀町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例案、議案第四四号、小値賀町有住宅管理条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由のご説明をいたします。

今回の条例改正は、去る平成十九年四月二十日に、東京都町田市の都営住宅において、暴力団員による立て籠もり発砲事件が発生した事を受けて、公営住宅における不法行為等の防止に関する調査を実施した結果、公営住宅における暴力団員による不法行為等がほぼ全国的に多発していることが明らかになっております。

このような状況を踏まえ、公営住宅の入居者等の生活の安全と平穩の確保、公営住宅制度への信頼確保等のため、国土交通省が示した『公営住宅における暴力団排除の基本方針』を受けて、公営住宅への入居等を制限するものでございます。入居者の資格、同居の承認、入居の承継等について改正するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。
よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第四二号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四二号、小値賀町町営住宅管理条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四二号、小値賀町町営住宅管理条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第四三号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四三号、小値賀町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例案を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第四二号、小値賀町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。
これから、議案第四四号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四四号、小値賀町町有住宅管理条例の一部を改正する条例案を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第四四号、小値賀町町有住宅管理条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第五四号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（山田憲道） 議案第五四号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてご説明いたします。

横山委員が、本年九月末日をもって四年間の任期満了になります。

人柄につきましても、皆さんご承知のとおり大変まじめで、教育にも熱心でございますので、適任と考えております。再任をお願いしたいと思えますので、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思いますと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略します。

これから、議案第五四号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを採決します。

おはかりします。

小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五四号、小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することに決定しました。

日程第十三、議案第五五号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長

町長（山田憲道） 議案第五五号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてご説明いたします。

地方税法第四百二十三条第一項の規定により、固定資産評価審査委員会が設置されており、この委員会の委員の選任については、同条第三項の規定により、議会の同意が必要でございます。

立石英雄氏は、現在、小値賀土地改良区の役員として活躍されており、また国土調査事業にも精通しており、この固定資産評価審査委員会委員として適任者だと思います。

同意していただきますと、立石英雄氏の任期は、平成十九年十月一日から平成二十二年九月三十日までとなります。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思いますと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略します。

これから、議案第五五号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを採決します。

おはかりします。

小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第五五号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、これに同意することに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

明日は、午前九時三十分より開議します。

― 午後 一時 四十分 散会 ―